

# 介護保険料のお知らせ

《問合せ》 高年介護課 ☎ 24-2401

## 介護保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、本市で介護サービスにかかる費用などから算出した基準額を基に、前年の所得などで下表のとおり10段階に分かれています。

所得未申告の方がいる世帯は、本来の正しい保険料が算定されないことがありますので、必ず申告してください。

## 保険料の納め方

年金の受給額などで2通りに分かります。

### ●年金から差し引かれる方(特別徴収)

年金の年額が18万円(月額1万5千円)以上の方が対象です。対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年6回の年金定期支払の際に受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

## 《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年所得を反映できないため、前年度2月の保険料額を納めます。 ※本徴収の保険料と差が大きい場合があります			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回(10・12・2月)に分けて納めます。		

### ●納付書で納付する方(普通徴収)

年金の年額が18万円(月額1万5千円)未満の方が対象です。期日までに本市から送付する納付書で、金融機関を通じて納めます。年金の年額が18万円以上の方でも、次の場合には一時的に納付書で保険料を納めます。

## 知って納得！介護保険

**Q** 介護サービスを利  
用していなくても、  
保険料を納めるので  
すか？

**A** サービスの利用の  
有無にかかわらず、  
原則として40歳以上  
の方は全員が保険料  
を納めます。介護保  
険は支え合いの制度  
です。介護が必要に  
なったとき安心して  
サービスを利用する  
ためにも、納期限ま  
でに保険料を納めま  
しょう。

○ 年度途中に65歳になつた方は、受給している年金額に  
関係なく一時的に  
普通徴収で納めま  
す。65歳になつた  
月(1日が誕生日  
の場合は、その前  
月)の分から納め  
始めます。

○ 申告の修正などで、  
所得段階が変更になつた場合  
○ 他の市町から転入したとき など

## 《普通徴収の納付月》

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

《年額介護保険料》 ※第1段階から第3段階までの保険料については国の軽減施策を受けています。

段階	対象者	割合	保険料(年間)
第1	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.30	22,140円
第2	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.45 33,210円
第3		120万円を超える方	基準額×0.70 51,660円
第4	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下の方	基準額×0.90 66,420円
第5		80万円を超える方	基準額×1.00 73,800円
第6	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.20 88,560円
第7		120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25 92,250円
第8		190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50 110,700円
第9		400万円以上600万円未満の方	基準額×1.70 125,460円
第10		600万円以上の方	基準額×1.75 129,150円

※40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて医療保険者を通じて納めます。

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

# 介護保険料の減免には申請が必要です

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定しています。保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合の他、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。減免には申請が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細を知りたい方は、問い合わせてください。

なお、減免の可否は、資産調査などに基づき、市の基準で決定するので、申請をしても適用できない場合があります。

《問合せ》 高年介護課 ☎ 24-2401

## 低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方

○市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていないこと

○資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること(資産には預貯金、土地家屋、返戻金の有る保険等、有価証券、貴金

属などを含む)

○前年の収入が、市が定める要件を満たしていること

※収入の要件は問い合わせください。

## その他の減免

次の①～③のいずれかに該当する方

① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下の方

○災害で住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。

○世帯の生計を主として維持する方が、**ア**死亡または心身に重大な障害を受けた、もしくは**イ**長期間入院や、

失業、農作物の不作などで

収入が著しく減少した。

② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している。

③ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病、事業収入等の減少により、減免できる場合がありますので、相談してください。

## 介護保険の適用除外

65歳以上の方は第1号被保険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として介護保険の被

保険者となります。

しかし、法令で定める施設(左表)に入所・入院している方で、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者になりませんので、該当する方は届け出てください。

### <対象施設>

- 1 児童福祉法の医療型障害児入所施設
- 2 児童福祉法の指定医療機関(医療型児童発達支援の指定病床)
- 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設
- 4 国立ハンセン病療養所等
- 5 生活保護法の救護施設
- 6 労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設
- 7 障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者
- 8 指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定(生活介護および施設入所支援)により入所する知的障害者および精神障害者
- 9 障害者総合支援法の療養介護を行う病院

※介護保険法施行法第11条・介護保険法施行規則第170条に規定する適用除外施設

※掲載している情報は編集時点(7月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。